

## 「winter pass 2026 set plan」利用約款

2025年11月11日 制定

### (通則)

#### 第1条

本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する「winter pass 2026 set plan」(以下「本商品」といいます。)について適用します。本商品は、ドラぷらの旅の旅行商品(以下「旅行商品」といいます。)または当社ホームページに定めるリフト券等の商品(以下「対象商品」といいます。)を併せて利用する場合のみご利用いただけます。

2 本商品は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「法」といいます。)第25条第1項の規定に基づき当社が公告した内容により高速道路料金の割引を行うものです。

### (定義)

#### 第2条

本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム(無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み)における無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 ドラぷらの旅 当社が提供する募集型企画旅行をいいます。

### (対象車両)

#### 第3条

本商品は、ETC無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等(車種区分については、法第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じです。)が対象です。

### (商品構成)

#### 第4条

本商品は、別表(1)から(10)までに定める商品で構成します。

## (利用可能期間等)

### 第5条

本商品の申込期間は、2025年11月11日(火)から2026年4月23日(木)までとします。

2 本商品の利用可能期間は、2025年12月1日(月)から同年12月25日(木)、2026年1月5日(月)から同年1月9日(金)、同年1月13日(火)から同年2月20日(金)、同年2月24日(火)から同年3月19日(木)及び同年3月23日(月)から同年4月23日(木)までとし、その間の利用開始日を含め連続する最大3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)を利用期間とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が2日間または利用開始日1日限りとなる場合があります。

3 前各項に定める申込期間および利用可能期間であっても、旅行商品または対象商品の販売がないことにより、本商品の申込みまたは利用ができない場合があります。

4 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時によるものとします。ただし、本線上に設置されている料金所(東北自動車道 浦和本線料金所、関越自動車道 新座本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所)を通行する場合は、当該料金所の通行日時によるものとします。

## (申込方法等)

### 第6条

本商品を利用する場合は次の各号のとおりお申し込みください。なお、本商品の申込み前の通行については、本商品の適用を受けません。ただし、第8条第2項各号①に定める通行または同条第4項に定める最初の通行における入口料金所通過後であっても、出口料金所の通過前であれば本商品の申込みを受け付けます。

一 旅行商品と併せて本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾の上、ドラぷらの旅のホームページから各旅行商品の申込締切日までにお申し込みください。

二 対象商品と併せて本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾の上、利用開始までに当社ホームページ内のドラぷらからお申し込みください。

2 申込みの際は、利用開始日、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限(以下「登録内容」といいます。)を登録してください。旅行商品と併せて本商品を利用する場合は、登録内容に加え、旅行商品の申込みに必要な事項を登録してください。

3 登録可能なETCカードは本商品の申込者名義のものに限ります。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

一 ETCカードの名義が法人名義の場合で、本商品の申込者がその法人の社員である場合

二 ETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合で、本商品の申込者が当該レンタカ一事業者から本商品の利用についてあらかじめ同意を得た上で、当該ETCカードを登録する場合

- 4 本商品の申込みにおいて併せて申込可能な旅行商品または利用可能な対象商品の件数は次の各号のとおりとします。
- 一 旅行商品と併せて利用する場合、本商品1件につき、旅行商品1件
  - 二 対象商品と併せて利用する場合、本商品1件につき、対象商品ごとに本商品のホームページに定める件数
- 5 当社は、登録内容(旅行商品と併せて本商品を利用する場合に登録された、旅行商品の申込みに必要な事項を含みます。以下同じです。)を正常に確認できたときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信をもって申込受付を完了したものとします。
- 6 申込時に登録されたETCカード(以下「登録ETCカード」といいます。)の利用可否は当該カードを発行したクレジットカード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、登録ETCカードで高速道路を利用できることを保証するものではありません。
- 7 当社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申込みできません。
- 8 当社が実施する他の企画割引(法第25条第1項の規定により企画割引として公告するものをいいます。以下同じです。)と通行日が重複する申込みはお控えください。通行日が重複する申込みをした場合は、第13条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社において、料金修正等は一切行いません。

(登録内容の変更)

#### 第7条

本商品の申込受付が完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容について変更が必要な場合は、次の各号に定めるところにより手続きを行ってください。

- 一 前条第1項第一号に基づく申込みをされた場合 旅行商品、日程または人数について変更が必要な場合は、第13条第1項第一号に定める解約を行った上で、再度前条に基づき申込手続きを行ってください。なお、同行者氏名など、その他の情報に変更がある場合は、前条第5項に基づき送付される電子メールに記載のドラぷらの旅事務局(以下「ドラぷらの旅事務局」といいます。)へお問合せください。
- 二 前条第1項第二号に基づく申込みをされた場合 第13条第1項第二号に定める解約を行った上で、再度当社ホームページ内のドラぷらで申込手続を行ってください。

(利用方法)

#### 第8条

本商品の利用は、利用期間内に、利用する商品に応じて次項または第4項に定めるとおりご利用ください。

2 別表(1)から(5)までに定める商品の場合は次の各号に掲げる順にご利用ください。その順で利用した往路走行(次の各号①に定める通行をいいます。以下同じです。)および復路走行(次の各号③に定める通行を言います。以下の同じです。)それぞれ1回ならびに周遊走行(次の各号②に定める通行をいいます。以下同じです。)が、本商品の対象となります。なお、周遊走行には回数の制限はありません。また、往路走行および復路走行において、途中のインターチェンジ(以下「IC」といいます。)で流出および再流入した場合は、第6項に定める場合ならびに会社が別に定める指定ICでの流出および再流入した際に連続して走行した場合の料金と同額とする割引の対象となる場合を除き、本商品の対象外となります。ただし、別表(3)に定める「蔵王プラン」については、往路走行において東北自動車道 福島JCT料金所を流出し連続して東北中央自動車道 米沢北本線料金所を流入し乗り継いだ場合および復路走行において東北中央自動車道 米沢北本線料金所を流出し連続して東北自動車道 福島JCT料金所を流入し乗り継いだ場合についても1回の通行とします。この場合、東北自動車道 福島JCT料金所と東北中央自動車道 米沢北本線料金所は6時間以内に乗り継いでください。

一 白馬・志賀・妙高プラン(首都圏発着)

①別表(1)に定める発着エリア内のICから周遊エリア内のICまでの通行

②別表(1)に定める周遊エリア内のIC相互間の通行

③別表(1)に定める周遊エリア内のICから発着エリア内のICまでの通行

二 菅平・軽井沢プラン(首都圏発着)

①別表(2)に定める発着エリア内のICから周遊エリア内のICまでの通行

②別表(2)に定める周遊エリア内のIC相互間の通行

③別表(2)に定める周遊エリア内のICから発着エリア内のICまでの通行

三 蔵王プラン(首都圏発着)

①別表(3)に定める発着エリア内のICから周遊エリア内のICまでの通行

②別表(3)に定める周遊エリア内のIC相互間の通行

③別表(3)に定める周遊エリア内のICから発着エリア内のICまでの通行

四 那須・塩原プラン(首都圏発着)

①別表(4)に定める発着エリア内のICから周遊エリア内のICまでの通行

②別表(4)に定める周遊エリア内のIC相互間の通行

③別表(4)に定める周遊エリア内のICから発着エリア内のICまでの通行

五 猪苗代・磐梯プラン(首都圏発着)

①別表(5)に定める発着エリア内のICから周遊エリア内のICまでの通行

②別表(5)に定める周遊エリア内のIC相互間の通行

③別表(5)に定める周遊エリア内のICから発着エリア内のICまでの通行

3 往路走行および復路走行は、それぞれ入口料金所または出口料金所いずれかの通行日時が利用期間内である場合に本商品の対象となります。

4 別表(6)から(10)までに定める商品(以下「周遊商品」といいます。)の場合は、各商品における周遊エリア内のIC相互間の通行が本商品の対象となります。なお、通行回数の制限はありません。ま

た、利用開始の判定は、利用開始日の0時(ただし、利用開始日当日に申込の場合は申し込み手続き完了時)以降の本商品の対象となる最初の通行によるものとします。

5 前項に定める通行は、それぞれ入口料金所または出口料金所いずれかの通行日時が利用期間内である場合に本商品の対象となります。

6 本条第2項に定める商品は、利用期間内であっても、復路走行したことをもって終了となります。

7 高速道路の通行止めにより途中のIC等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のIC等(通行止め解除後は当該通行止め区間のICを含みます。)から高速道路へ再流入してください。

8 本商品を利用する場合は、本商品の対象となる全ての走行において申込時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する同一の車両1台でご利用ください。なお、登録車種よりも下位の車種に属する車両で利用した場合であっても、当社は、登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

9 料金所においては、登録ETCカードをETC車載器に挿入し、「ETC」、「ETC/一般」または「ETC/サポート」の表示があるレーン(以下「ETCレーン」といいます。)をETC無線通信により通行してください。

10 入口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、「一般」または「サポート」の表示があるレーンで通行券を取り、出口料金所においては、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」または「ETC/サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、「一般」または「サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されます。なお、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」または「ETC/サポート」の表示があるレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機により料金を支払うものとし、利用方法が分からぬ場合は係員呼び出しボタンを押し料金所係員の指示に従ってください。

11 旅行商品または対象商品を利用する場合は、本商品のホームページに定める方法でご利用ください。

(請求等)

## 第9条

本商品は、第6条第5項により本商品の申込受付を完了し、往路走行または周遊商品における最初の通行をしたことをもって適用するものとし、本商品の対象となる各通行にかかる通常の料金(ETC時間割引が適用された通行の場合は割引後の料金をいいます。以下同じです。)に代えて、本商品の料金を請求します。

2 登録ETCカードがETCマイレージサービスに登録され、ETCマイレージサービスの還元額(以下「マイレージ還元額」といいます。)がある場合は、マイレージ還元額から本商品の支払いに充当します。

3 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表示、ETC車載器の料金表示および

音声案内ならびにETC利用照会サービスにおける利用明細の確定までの間の料金表示は、通常の料金となります。

4 ETC利用照会サービスおよびマイレージ還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細の表示は、確定時に次の各号のとおり変更されます。

一 往路走行または周遊商品における最初の通行については、入口ICが「企画割引」となり、通行料金が本商品の料金となります。

二 周遊走行および復路走行ならびに周遊商品における2回目以降の通行については、消去されます。

5 クレジットカード会社または六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局が発行する請求書には、本商品の対象となる周遊走行および復路走行ならびに周遊商品における2回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

6 ETCパーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額(以下「未決済残高」といいます。)が、ETCパーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

本商品のご利用にあたっては、本商品の料金が適用される通行であっても、未決済残高は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算されるため、未決済残高が本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合がありますので、ご留意ください。詳細は、別紙をご参照ください。

#### (他の割引との適用関係)

##### 第10条

登録ETCカードがETCマイレージサービスに登録されている場合のETCマイレージサービスによるポイントは、前条第1項に基づき請求する本商品の料金の額に応じて付与するものとし、旅行商品および対象商品の料金は対象としません。

2 本商品は、ETC時間帯割引や障がい者割引など、前項および次条に定めるETCマイレージサービスによるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

3 本商品の対象となる各通行がETCマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行に該当する場合であっても、当該割引の利用回数としてカウントしません。

#### (ETCマイレージサービスのポイントの追加付与)

##### 第11条

第5条第2項に定める利用可能期間において、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、往路走行または周遊商品における最初の通行をした場合、ETCマイレージサービスのポイントを、第8条第1項に基づき請求する本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント追加で付与するものとします。

2 前項に定めるポイントは、本商品の対象となる通行があったことを当社が確認した日(実際に通行をした日と異なる場合があります。)が属する月の翌々月20日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

## 第12条

各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき
- 二 第6条第3項に定める登録可能なETCカード以外のETCカードが登録されているとき
- 三 登録内容に誤りがあるとき
- 四 登録ETCカード以外のETCカードを使用したとき
- 五 登録車種より上位の車種で通行した時
- 六 周遊走行および復路走行において、往路走行が適用された車両と異なる車両で通行したときまたは周遊商品における2回目以降の通行において、同周遊商品における1回目の通行が適用された車両と異なる車両で通行したとき
- 七 入口料金所、出口料金所とも利用期間以外の日に通行したとき
- 八 利用最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき
- 九 第8条に定める利用方法に従わなかったとき。ただし、周遊走行または周遊商品における通行において、周遊エリア内のICと周遊エリア外のIC相互間を通行した場合には、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割した上で、前者は本商品の適用対象とし、後者は通常の料金の支払いを受けます(ETC時間帯割引の判定にかかる入口時間、出口時間は、分割前の入口時間、出口時間となります。)。また、入口IC、出口ICともに周遊エリア外の通行をしたときは、当該通行において周遊エリアを通過した場合であっても、当該通行の全区間が本商品の適用対象外となり、当社は、通常の料金の支払いを受けます。
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行について通常の料金(ETC時間帯割引を適用しないことがあります。以下本項において同じです。)の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、法第26条の規定により、通常の料金のほか割増金の支払いを受けます。
  - 一 申込者が旅行商品の予約を取り消したとき
  - 二 利用期間内に、対象商品の利用がないとき
  - 三 セットアップされたETC車載器を車両に取り付けず通行したとき
  - 四 登録ETCカードを同時に2台以上の車両に使用したとき
  - 五 前各号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

## 第13条

本商品の申込者は、次の各号に定めるところにより本商品を解約することができます。

- 一 第6条第1項第一号に基づく申込みをされた場合 利用開始日の前日まではドラぷらの旅のホー

ムページから解約することができます。利用期間中は、往路走行または周遊商品における最初の通行がない場合に限り、ドラぷらの旅事務局へ申し出ることで解約することができます。

二 第6条第1項第二号に基づく申込みをされた場合 利用開始日の前日までは当社ホームページ内のドラぷらで解約することができます。利用期間中は、往路走行または周遊商品における最初の通行がない場合に限り、当社お客さまセンターへ申し出ることで解約することができます。

2 利用期間に登録ETCカードで往路走行または周遊商品における最初の通行をした場合は、それ以降の途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

3 第1項に定める解約が行われない場合でも、利用期間内に登録ETCカードで往路走行または周遊商品における最初の通行がなかった場合には、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

4 第6条第1項第一号に基づく申込みをされた場合、第1項および前項に定める解約にあたり、各旅行商品で定めるキャンセル料等が別途発生する可能性がありますので、ご留意ください。

#### (個人情報の保護)

##### 第14条

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「ウインターパス2026セットプランプライバシーポリシー」に従って適切に取扱います。

#### (免責事項)

##### 第15条

当社は次の各号に掲げるときには、本商品の申込者が被った損害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき。

四 当社が実施する他の企画割引と通行日が重複する申込みを行ったことにより、申込者の意図しない請求が行われたとき。

五 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

六 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

七 雪による通行規制(冬用タイヤ規制等)により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

八 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

#### (約款の変更)

##### 第16条

当社は、特別の事情により、本約款を変更することができます。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(附則)

本約款は、2025年11月11日(火)から施行します。

別表(1)

白馬・志賀・妙高プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから花園ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから下総ICまで

(周遊エリア)

道路名	IC
E18 上信越自動車道	坂城ICから上越高田ICまで
E19 長野自動車道	更埴ICから更埴JCTまで

別表(2)

菅平・軽井沢プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから花園ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから下総ICまで

(周遊エリア)

道路名	IC
E18 上信越自動車道	松井田妙義ICから坂城ICまで

別表(3)

蔵王プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから花園ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから下総ICまで

(周遊エリア)

道路名	IC
E48 山形自動車道	山形蔵王ICから寒河江ICまで
E13 東北中央自動車道	かみのやま温泉ICから天童ICまで

蔵王プラン(首都圏発着)は、往路通行及び復路通行において、それぞれ直通通行と乗継通行のいずれかの通行を行うことによりプランが適用されます。

なお、乗継通行(福島JCT料金所・米沢北本線料金所経由)の場合のみ、往路および復路で必ず以下の①～④の走行を連続して行ってください。また、②～③の乗継を6時間以内に連続して行ってください。

【往路走行】

A.直通通行

発着エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、周遊エリア内のいずれかのICから流出する通行

**B.乗継通行**

- ①発着エリア内のいずれかのICを流入
- ②当社が管轄する高速道路のみを通行して、東北自動車道 福島JCT料金所を通過
- ③東北中央自動車道 米沢北本線料金所を通過
- ④当社が管轄する高速道路のみを通行して、周遊エリア内のいずれかのICを流出

**【復路走行】**

**A.直通通行**

周遊エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路のみを通行して、発着エリア内のいずれかのICから流出する通行

**B.乗継通行**

- ①周遊エリア内のいずれかのICを流入
- ②当社が管轄する高速道路のみを通行して、東北中央自動車道 米沢北本線料金所を通過
- ③東北自動車道 福島JCT料金所を通過
- ④当社が管轄する高速道路のみを通行して、発着エリア内のいずれかのICを流出する走行

別表(4)

那須・塩原プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから花園ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから下総ICまで

(周遊エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	西那須野塩原ICから白河ICまで

別表(5)

猪苗代・磐梯プラン(首都圏発着)

(発着エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
E17 関越自動車道	練馬ICから花園ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから下総ICまで

(周遊エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	郡山ICから二本松ICまで
E49 磐越自動車道	郡山東ICから会津若松ICまで

別表(6)

猪苗代・磐梯プラン(水戸発着)

(周遊エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	郡山ICから二本松ICまで
E6 常磐自動車道	千代田石岡ICからいわき中央ICまで
E49 磐越自動車道	いわきJCTから会津若松ICまで
E50 北関東自動車道	友部ICから水戸南ICまで
E50 東水戸道路	水戸南ICから水戸大洗ICまで
E51 東関東自動車道	鉾田ICから茨城町JCTまで

別表(7)

安比・八幡平・鬼石・田沢湖プラン(仙台発着)

(周遊エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	仙台南ICから安代ICまで
E4A 八戸自動車道	安代JCTから浄法寺ICまで
E6 仙台東部道路	名取ICから仙台港北ICまで
E6 三陸自動車道	仙台港北ICから利府塩釜ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E46 秋田自動車道	北上JCTから北上西ICまで
E46 釜石自動車道	花巻空港ICから花巻JCTまで

別表(8)

夏油プラン(仙台発着)

(周遊エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	仙台南ICから北上江釣子ICまで
E6 仙台東部道路	名取ICから仙台港北ICまで
E6 三陸自動車道	仙台港北ICから利府塩釜ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E46 秋田自動車道	北上JCTから北上西ICまで

別表(9)

猪苗代・磐梯プラン(仙台発着)

(周遊エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	郡山ICから大和ICまで
E6 仙台東部道路	名取ICから仙台港北ICまで
E6 三陸自動車道	仙台港北ICから利府塩釜ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E49 磐越自動車道	郡山東ICから会津若松ICまで
E48 山形自動車道	村田JCTから宮城川崎ICまで

別表(10)

猪苗代・磐梯プラン(新潟発着)

(周遊エリア)

道路名	IC
E4 東北自動車道	郡山ICから二本松ICまで
E49 磐越自動車道	郡山東ICから新潟中央ICまで
E7 日本海東北自動車道	新潟中央JCTから豊栄新潟東港ICまで
E8 北陸自動車道	新潟中央JCTから巻潟東ICまで

## 未決済残高がご利用可能額を超える場合の例

別紙

ETCでのご利用料金は、お客様がご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未決済残高が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未決済残高がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

### 【例】

○デポジット額 40,000円

○ご利用可能額 40,000円

○ドラ割商品の料金 10,000円(6日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

#### 1. ドラ割商品の料金が適用される前

未決済残高は、一旦、通常の料金(12,000円、11,000円、10,000円、9,000円)で計算するため42,000円となり、一時的にご利用可能額(40,000円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未決済残高は、ドラ割対象外の料金(12,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)の合計額の22,000円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

	ドラ割ご利用期間				…確定した額
	5月25日 ドラ割対象外	6月5日 ドラ割対象	6月8日 ドラ割対象	6月10日 ドラ割対象	
通常の料金	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	
↓		↓	↓	↓	
6月4日までにご利用分の料金を確定した時点	12,000円	+ 11,000円	+ 10,000円	+ 9,000円	=
↓					
ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点	12,000円	+ 10,000円	+ 0円	+ 0円	=
(ドラ割商品の料金)					

«利用停止»

未決済残高	>	ご利用可能額
42,000円	>	40,000円

未決済残高

22,000円

#### 2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未決済残高は、一旦、通常の料金(12,000円、10,000円、9,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)を合算するため41,000円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未決済残高は、ドラ割対象外の料金(12,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)の合計額の22,000円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

	ドラ割ご利用期間				…確定した額
	5月25日 ドラ割対象外	6月5日 ドラ割対象	6月8日 ドラ割対象	6月10日 ドラ割対象	
通常の料金	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	
↓		↓	↓	↓	
6月7日までにご利用分の料金を確定した時点	12,000円	+ 10,000円	+ 10,000円	+ 9,000円	=
↓					
ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点	12,000円	+ 10,000円	+ 0円	+ 0円	=
(ドラ割商品の料金)					

«利用停止»

未決済残高	>	ご利用可能額
41,000円	>	40,000円

未決済残高

22,000円